

ライセンス契約とパテント・プールをめぐる 諸問題—知的財産権法と独占禁止法の交錯—

井 窪 保 彦*
大 月 雅 博**

抄 録 知的財産権法と独占禁止法の目的は、いずれも自由競争に基づく産業の発展・保護であるから、究極的には何ら矛盾するものではない。しかしながら、知的財産権に関する法律が権利者による知的財産の排他的独占を保障するのに対し、独占禁止法は事業者による市場の独占を規制・排除する法律であるため、自ずとそこに緊張関係の生じる場面が考えられる。このように軋轢の生じる場合があるにもかかわらず、文言の難解さ等も相俟って、両法相互の関係を的確に捉えるのが困難である。そこで、本稿では、これまでの相談実例をもとに、頻繁に問題となる論点について、知財の実務担当者の視点から検討を加える。具体的には、まずライセンス契約においてさまざまな義務条項・制限条項を設ける場合の留意点について検討を加える。次に知的財産権を人為的に集積する場合の留意点について検討する。最後に科学技術の進歩により、今後、独占禁止法との関係で特に注意しなければならない点について敷衍する。

目 次

1. はじめに
2. 知的財産権法と独占禁止法が交錯する具体的場面
 2. 1 ライセンス契約時の義務・制限条項
 2. 2 パテント・プールにおけるライセンス契約
3. 今後の課題と展望

1. はじめに

特許法等の知的財産権は、近年、世界的なプロパテント化の影響等を受けて、その有用性は広く認識されているところである。

他方、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」いわゆる独占禁止法は、経済法の中核を占めるものであり、近時の改正も相俟って、ますますその重要性を増している。

ところで、知的財産権に関する法律が権利者

による知的財産の排他的独占を保障するのに対し、独占禁止法は事業者による市場の独占を規制・排除する法律であるため、自ずとそこに緊張関係の生じる場面が考えられる¹⁾。

そこで、筆者らが、これまで受けてきた相談実例等をもとに、知的財産権に係わる実務担当者の視点から、知的財産権の行使が独占禁止法に抵触するのはどのような場合かについて、若干の検討を試みるとともに、将来の課題についても展望する。

2. 知的財産権法と独占禁止法が交錯する具体的場面

知的財産権法と独占禁止法とはさまざまな局

* 阿部・井窪・片山法律事務所 弁護士
Yasuhiko IKUBO

** 阿部・井窪・片山法律事務所 弁護士
Masahiro OTSUKI

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します

面で緊張関係を生じうるが、知的財産権に係わる実務担当者として頻繁に遭遇する可能性があるのは、次の2つの場面であろう。

第1は、ライセンス契約においてさまざまな義務条項・制限条項を設ける場合である。

第2は、知的財産権が人為的に集積されたことによって、市場に対して非常に大きな力を発揮する場合である（パテント・プール、クロスライセンスなど）。

以下では、それぞれの場面について検討する。

2.1 ライセンス契約時の義務・制限条項

たとえば、特許発明がライセンス契約によって第三者の利用に供される場合、ライセンサーがライセンシーに対してさまざまな制約を課することが広く行われる。そのような制限条項と独占禁止法との関係については、「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」（以下「ガイドライン」という）²⁾の「第4 特許・ノウハウライセンス契約に関する不公正な取引方法の観点からの考え方」において明らかにされている。なお、ガイドラインは、公正取引委員会が、技術取引における独占禁止法上の運用指針を定めたものである。そして、ガイドライン「第4」の特徴は、ライセンスに伴う制限を公正競争阻害性の程度に応じて区分し、「白色条項」、「灰色条項」、「灰黒条項」及び「黒条項」に分類している点にある。そこで、以下でも、この分類に即して検討する。

(1) 独占禁止法第21条

知的財産権の行使と独占禁止法の関係については、同法第21条が「この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない。」と規定しており、これは一般に、知的財産権の行使の場合は独占禁止法の適用除外となることを定めたものであると考えられて

いる。この点、ガイドラインは、同条について、①特許法等による「権利の行使と認められる行為」には独占禁止法の規定が適用されず、独占禁止法違反行為を構成することはないこと、②他方、特許法等による「権利の行使」とみられるような行為であっても、それが発明を奨励すること等を目的とする技術保護制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反すると認められる場合には、当該行為は「権利の行使と認められる行為」とは評価されず、独占禁止法が適用されることを確認する趣旨で設けられたものであると考えられる（ガイドライン「第2」2）と説明している。すなわち、ガイドラインは、同法第21条の文理に忠実な考え方を採って、権利の行使とみられる行為には原則として独占禁止法は適用されない、という立場をとっているものと解される³⁾。

(2) 権利の行使とみられる行為

これを、たとえば特許等の実施許諾との関係で考察すると、特許法等によって排他的独占権が与えられた実施の範囲の全部または一部を制限する行為は、「権利の行使とみられる行為」として、原則として独占禁止法に違反することはないと理解することができる（ガイドライン「第4」2(1)ア参照）。ガイドラインで白条項とされている制限の多くは、この「権利の行使とみられる行為」に含まれる。なお、ライセンシーに対して一定の制約を課すことが「権利の行使とみられる行為」に該当するか否かのメルクマールとして、それに違反することが権利侵害となる場合には「権利の行使とみられる行為」に該当し、他方、それに違反しても権利侵害とはならず、単に契約違反となるにすぎない場合には「権利の行使とみられる行為」に該当しないといえる。ここで注意しなければならないことは、たとえ「権利の行使とみられる行為」であっても、それが権利濫用的に用い

られた場合には、独占禁止法第21条にいう「権利の行使と認められる行為」と評価できない場合があるということである（ガイドライン「第2」2）。

以上を整理すると、概ね図1に示すようなフローチャートになる。

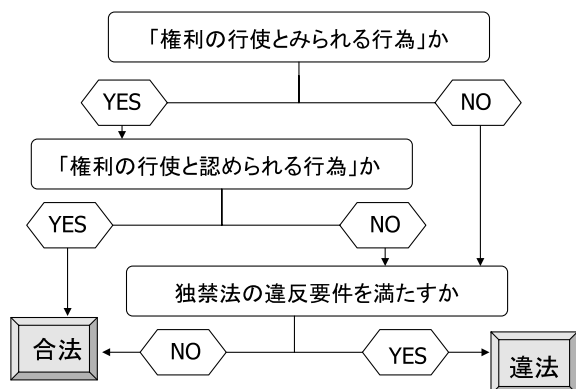


図1 独占禁止法第21条に基づく権利行使の概念図

但し、権利の本来的行使が独占禁止法上問題とならないのは、あくまでも単独事業者が正当に権利を行使した場合である⁴⁾。これに対し、たとえば複数の事業者が共同で権利を行使した場合や、知的財産権が本来持っている排他的独占権に人為的な要因が加わるなどした結果、競争機会が減少するような事態が生じた場合には、独占禁止法第21条の適用外とみなされる可能性が高いので注意が必要である⁵⁾。

(3) 権利の行使とみられない行為

ガイドラインは、権利の行使とみられない行為については、当該制限の市場における競争秩序に及ぼす影響に即して、個別に公正競争阻害性が判断される（ガイドライン「第4」2(1)イ参照）としている。この結果、権利の行使とみられない行為について公正競争阻害性が認定されると、独占禁止法に照らし違法と評価されることになる（図1参照）。実際のライセンス契約では、権利の行使とみられない行為、すなわちそれに違反しても権利侵害とならないよう

な制約をライセンシーに課す例は非常に多い（不競争義務、非係争義務など）。これらの制限条項は、ガイドラインでは、概ね灰色あるいは灰黒条項に分類されている。ここで注意しなければならないことは、灰色とはあくまでも個別に公正競争阻害性を判断するという意味であって、それに該当しても直ちに違法と評価されるわけではないということである。もちろん、カルテルや違法なパテント・プールを行う際に、その実効性を確保するための手段として灰色条項をライセンス契約中に盛り込めば、全体として違法と評価されるであろうし、そのような場合でなくても、特段の合理的な理由もなく灰色条項を設けることは避けることが望ましい。しかし、灰色条項に当たる条項がそれぞれ単独で違法とされた例は、審決例等で見ると多くはないと思われる。

ところで、灰色条項の違法性の判断基準はどのようになっているかという点、ガイドラインでは、要旨、ライセンサー及びライセンシーの製品市場又は技術市場における地位、これらの市場の状況、制限が課される期間の長さ等を総合的に勘案して個別に公正競争阻害性を判断するとされている（ガイドライン「第1」2(1)イ参照）。このことから、競争の減殺が生じるかどうかという判断に当たっては、競争の行われる場、すなわち市場をどのように画定するかが重要となる。ここでいう「市場」とは、たとえば特許実施品が属する製品市場であれば、機能や効能が同種である代替性のある範囲の製品によって構成される市場である。その結果、特許実施品と代替性のある製品、つまり競争品がたくさんあればあるほど、灰色条項とされる制限を課しても公正競争阻害性ありと判断される可能性は小さくなる。重要なことは、代替性とは、あくまでも製品としての代替性であって、技術の代替性ではないということである。言い換えると、代替性のある技術がなくても、需要

者から見て製品としての代替性があれば、それらの製品は同じ製品市場に属することになる。

競争品がどれくらいあるかを示す指標として、一般には、「有力な事業者」、すなわち、市場シェアが10%以上、またはその順位が上位3位以内の事業者に該当するかどうか重視される。但し、「有力な事業者」基準（シェア基準）に該当すればただちに公正競争阻害性ありと判断されるわけではなく、市場シェアはあくまでも一つの目安にすぎず、現に競争品が少なくても、参入障壁が低く、先行する事業者が成功を取れば次々と競争者が参入してくるような市場であれば、公正競争阻害性を弱める要素になると思われる。

また、制限条項を設けることに合理性、正当性があるか否かも重要である。場合によっては、制限条項を設けてライセンスをすることによる競争促進効果の方が、ライセンスをしないことによる競争阻害効果よりもずっと大きいことを説明できることも必要であろう。少数寡占の市場でライセンサーに灰色条項を課せば、競争阻害効果は多かれ少なかれ生じるが、それでもその制限を課すことを認めなければ、そもそも特許権者はライセンスしないという状況も考えられるからである。もっとも、それが説得性を持つためには、たとえば製品の安全性など、その制限条項がなければライセンサーはライセンスに応じなかつたらうと第三者も納得するような正当な理由の存在することが必要であろう。

なお、実務上、黒条項に該当する場合は、即違法と評価されると考えてよい。灰黒条項も、通常は制限を課すことに合理的な理由が認められないとして「灰黒」とされているのであるから、それが公正な取引方法に当たらないというためには、特段の正当化事由を積極的に立証できなければならないと考えられる。

(4) 優越的な地位の濫用

以上は、専ら市場における競争を制限するような効果があるかどうかという視点からのものである。しかしながら、制限条項を設ける際には、それが優越的な地位の濫用にあたらないという観点からの検討も必要である。すなわち、自己の圧倒的に有利な地位を利用して著しく不利益な条項を相手方に押し付けた場合には、市場に悪影響を及ぼすかどうかという観点とは別に、優越的地位の濫用と評価される場合があるので注意が必要である（ガイドライン「第4」1(2)の(注1)参照）。

(5) 訴訟上の和解における灰色条項の扱い

ところで、特許侵害訴訟等において和解をする際、和解条項の中に独占禁止法に照らし多少疑義のある事項が含まれることがある。具体的には、たとえば特許権者である原告が特許権の侵害を主張し、これに対し、被告が特許権の有効性を争っているケースにおいて、裁判所が「侵害があり、かつ権利は有効」という心証を得ると、裁判所が積極的に心証を開示して和解を促すことがある。このとき、原告としては、権利の有効性に関する紛争を蒸し返されるのを回避すべく、和解条項中にいわゆる不争条項を盛り込むことを求める場合があろう。このような場合に、通常のリセンス契約と全く同じ視点で独占禁止法に抵触するか否かを検討することは妥当とは思われない。なぜなら、たとえば上記の事案において和解が成立しない場合、裁判所としては、原告の求めに応じ、被告の行為を差し止めることが想定される。その結果、市場から特定の競争者が完全に排除されることになる。このような状況では、和解条項に灰色条項に該当するような制限条項を盛り込み、それを前提に被告に特許実施品の製造販売を続けさせたほうが、差止めにより被告を市場から排除するよりも、競争の維持・促進という観点から

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します

はむしろ望ましいと考えられるからである⁶⁾。但し、訴訟という場に籍口して、意図的に競争制限的な行為を行おうとするような場合は、独占禁止法上問題であることは明らかである。

2. 2 パテント・プールにおけるライセンス契約

ライセンス契約等が複数並立した結果、知的財産権が人為的に集積され、市場に対して非常に大きな力を発揮することがある。そのような場合、独占禁止法との関係で適法か否かについては、ガイドラインの「第3 特許・ノウハウライセンス契約に関する不当な取引制限、私的独占等の観点からの考え方」において明らかにされている。そこで、以下では、ライセンス契約等が不当な取引制限や私的独占に該当する場合を簡単に考察した後、その典型例であるパテント・プールを中心に検討する⁷⁾。

(1) 不当な取引制限について

不当な取引制限、すなわち、カルテルといえるためには、共同行為として意思連絡が必要なほか、特許等のライセンスが「相互に事業活動を拘束する形態で用いられる」こと、すなわち、「相互拘束性」が必要である（ガイドライン「第3」2(1)参照）。ここで注意すべきは、「相互拘束性」の意義である。すなわち、特許ライセンス契約を念頭に置くと、その骨子は、特許の実施許諾と、これに対する対価の支払いが基本となっていて、さらにライセンシーの事業活動に一定の制約が課せられているというものである。特許ライセンス契約においては、ライセンサーにも、たとえば原材料の供給といった一定の義務が課されることがあるが、これは当然のことながらガイドラインが想定している相互拘束には該当しない。実施許諾の前提となる、あるいはそれに付随する義務にすぎないからである。しかしながら、たとえば、ライセンサー

とライセンシーとの間で、各々が製造販売できる特許実施品の数量や販売地域を取り決めたような場合は、それによって生じるライセンサーの義務は、特許の実施許諾とその対価の支払いという特許ライセンス契約の本質的な構成要素とは無関係である。そこで、このような特許の実施許諾とは本来関係のない義務が相互に課され、それがライセンサーとライセンシーの共通の目的の達成に向けた一定の内容の拘束と認められる場合に、相互拘束性ありとして不当な取引制限に該当する可能性が出てくる。

また、特許ライセンス契約等が複数者間で何件も並行して締結されること等により知的財産権が集積する場合があります。ガイドラインにもその例として、クロスライセンス、マルチプルライセンス、パテント・プールなどが挙げられている（それらの意義については、ガイドライン「第3」2(2)アないしウ参照）。このような場合は、1件の特許ライセンス契約だけを取り出してみると、特許の実施許諾とその対価の支払い、およびライセンシーに一定の制約を課す内容にすぎなくても、ライセンサーとライセンシーが入れ替わったりしながら特許ライセンス契約が複数締結されると、全体として、特許の実施許諾そのものとは必然的な関係がなく、むしろ当事者間の共通の目的達成に向けた相互拘束がなされている状態となり得るので、特に注意が必要である。

これに関連して、クロスライセンスやパテント・プールの場合には、対象となる技術に相互補完性があるかどうかという点にも留意する必要がある。なぜならば、そのような場合、相互に特許等を利用し合うことは、当該特許等の利用価値を高め競争を促進する効果が認められるが、そうではなく、極端に言えば全く無関係な、あるいは無意味な特許等をライセンスし合っているような場合には、むしろ相互拘束の便法として用いられているのではないかと勘繰られる

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します

可能性があるからである。

なお、マルチプルライセンスの場合に留意しなければならないことは、ライセンシー相互に意思の連絡があるか否かという点である⁸⁾。

いずれにしても、ガイドラインは、クロスライセンスやマルチプルライセンスはもちろん、パテント・プールも禁止していないが、そこに技術保護制度の趣旨を逸脱する要素が加わると、市場に及ぼす影響力の大きさに鑑み、単独事業者による権利行使の場合に比して、格段に厳しい対応がなされる場合のあることに注意しなければならない。

(2) 私的独占等の観点からの考え方

外形上又は形式的には特許権等による権利の行使とみられるような行為であっても、当該行為が権利の行使に籍口していると認められるときなど、技術保護制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反すると認められる場合には、「権利の行使と認められる行為」とは評価できず、したがって、当該行為によって他人を支配し、または排除することにより実質的な競争が制限される場合には、私的独占に該当する（ガイドライン「第3」3参照）。

なお、私的独占は、不当な取引制限とは異なり、複数者が意思の連絡などをせずとも、一方的な行為や単独行為だけでも可能である。具体的には、特許等を買集めるといふ単独行為や、有力な事業者が弱者に対して、特許ライセンスに当たって無関係な製品や技術の購入などを強制するという一方的な行為であっても、私的独占に該当する場合があり得る（ガイドライン「第3」3(2)(3)参照）。

(3) パテント・プールと私的独占

以下では、知的財産権の集積の典型例であるパテント・プールと私的独占の問題について、さらに検討する。

パテント・プールが私的独占に該当するとされた著名な事件がある（平成9年8月6日勧告審決）。事案の概要は、以下のとおりである（図2参照）。

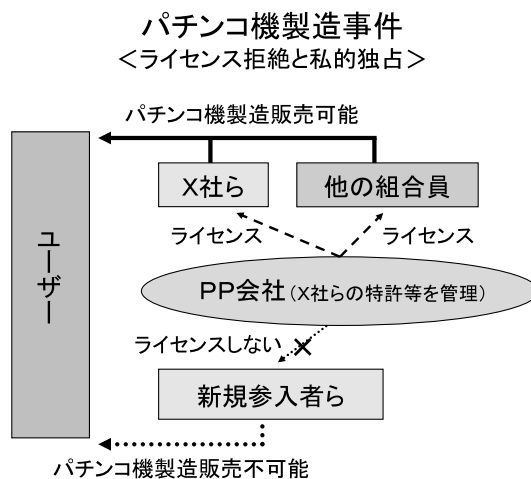


図2 パテント・プールが私的独占に該当するとされた事例の概要図

X社（パチンコ機製造販売業者）らは、パテント・プール会社（図2では「PP会社」と記載）を設立し、当該パテント・プール会社がX社らの所有するパチンコ機製造に関する特許等を管理していた。「他の組合員」は、パチンコ機製造業界の非常に大きな同一の業界団体にX社らとともに属していた。パテント・プール会社は、その管理する特許等をX社ら及び他の組合員に対してはライセンスしたが、それ以外の第三者には業界への新規参入を阻む目的でライセンスしなかった。なお、第三者としては、当該パテント・プール会社から特許等のライセンスを受けなければ、パチンコ機を製造することは困難な状態にあった。

この事案は、公正取引委員会により独占禁止法第3条に違反する（私的独占）と認定された。

パテント・プールが私的独占に該当するか否かを判断する際のポイントは、まず、当該プールされている特許権等を利用しなければ事業活動が困難になるほど特許等が集積しているか否

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します

か、という点である。これは、単に集積された特許等の数が多いか少ないかだけで決せられることではない。数としては少なくとも、業界の標準技術になりかねないほど質的に重要な権利があれば、その点も重視される可能性が高い。次に、このように質的、量的に重要な特許等がパテント・プール会社を集まっていたとしても、そこから誰でも合理的な条件でライセンスを受けられるのであれば、私的独占とは評価されない。つまり、他の事業者による事業活動を困難にするほど特許等が集積され、かつ当該特許等の利用が困難な場合に、はじめて私的独占と認定されることになる。さらに、上記事件は、私的独占を行う意図が、競争制限的な規定の存在などからも明らかな事案であった。実は、これは私的独占だけに限らないが、このような主観的な意図を客観的な証拠から認めることができるか否かが実務上は極めて重要であり、その意味でも本件は私的独占に該当する典型的な事例だったといえる。

以上をまとめると、①質的・量的に特許等が集積された結果、パテント・プールを介さなければ事業活動が困難になるような場合に、②そのような状況であるにもかかわらず、当該パテント・プールへの参入を不合理に拒み、あるいは不合理に差別するような閉鎖的な運用がなされると、私的独占の問題が生じる。③特に、特許等を利用して他の事業者の事業活動を排除・支配する意図が客観的に看取し得る場合には、私的独占と認定されやすい、ということになる。

これに対し、上記事件と一部類似した事案において、独占禁止法に違反しないとの主張が認められた案件がある。同案件では、X社らパチスロ製造会社らがPP会社を設立し、そこにパチスロ機の製造に関する重要な特許等をライセンスする形でプールし、X社らも含む一定の者にはサブライセンスする反面、それ以外の者に

はサブライセンスをしなかったということが私的独占等に該当しないか、ということが問題となった。

X社ら含めた組合員が有力な業者であり、かつ、PP会社の意思決定にも関与していた点では上記勧告審決事案と似ていたものの、他方で、本件パテント・プールを介さずともパチスロ機を製造販売することは可能であること、パテント・プールの設立・運営状況も新規参入規制目的でなされたわけではないこと、さらには競争制限的な規定も存在しないこと等が認定された結果、結局、独占禁止法に反しないという結論に至った。

同事案は、高裁でも独占禁止法に違反するものではないと判断され、最高裁で確定している(判旨の詳細は、東京高裁平成15年6月4日判決⁹⁾及び東京地裁平成14年6月25日判決¹⁰⁾参照)。興味のある方は、同判旨をご覧になり、上記審決事件と比較・検討して頂きたい。

3. 今後の課題と展望

最後に、科学技術の進歩が独占禁止法との関係で新たな問題を提起していることに触れておきたい。知的財産権の行使が市場競争に決定的な悪影響を及ぼすことはないと考えられてきた理由は、いかに優れた技術といえどもそれに代替する技術が必ずあり得るという暗黙の了解が存在したからである。かかる了解のもとに、技術の独占はただちに市場の独占を意味するものではなく、また、仮に改良技術あるいは全く別の技術が開発されるまでの一定期間特許権者が事実上市場を独占することがあったとしても、それは創作活動に対するインセンティブとなって市場競争を活性化させ、全体としてみれば独占禁止法の視点からも好ましい効果をもたらすと信じられてきた。

ところが最近になって、容易に代替技術を見出し難い分野の存在することが指摘されるよう

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します

になった。たとえば、ある特許が技術標準になったような場合である。IT産業や通信分野においては、このような特許が成立する可能性がある。同様に、ゲノム創薬分野の上流において成立する遺伝子特許あるいはリサーチツール特許についても、医薬品等の研究開発の過程で回避することが原理的に極めて困難になる可能性がある。

このように、容易に代替技術が見いだせない分野における知的財産権と独占禁止法との折り合いをどこでつけるかは難しい問題である。公正取引委員会も、IT・通信分野における標準化技術、バイオ創薬の上流に関するようリサーチツール特許や遺伝子特許、さらにはビジネスモデル特許等の扱い等について検討を行い、報告書を公表しているが、現時点ではあらたな規制を課すような段階には踏み込んでいない¹¹⁾。

また、これに関連して、エッセンシャル・ファシリティ（不可欠施設）に対する独占禁止法による規制のあり方が論議され、実際に数年前には規制強化に向けた立法化の動きがみられたことがあった。エッセンシャル・ファシリティの例としては、一般には電気通信事業における加入者回線網、電気ガス事業における送電線網などが挙げられるが、これらの物的施設は、かつての公益事業分野を中心に存在するので、業法等により一定の使用ルールが定められている場合が多い。

これに対して知的財産権は、一つ間違えると、使用ルール（業法規制）のないエッセンシャル・ファシリティとなって、競争秩序に極めて大きな影響を及ぼす可能性のあることは否定できない。ただ、その一方で、知的財産権については、特許庁の審査実務（何に対して、どのような範囲で権利を付与するのか）や、権利が付与された場合に裁判所が技術的範囲をどのように画定するかによって、その権利の存在が市場競争に及ぼす影響の大きさは大幅に変化しう

る。また、独占禁止法の視点からも、特定の事業者が技術競争に打ち克った結果として生じた独占をどのように評価するかは極めて難しい問題である¹²⁾。将来これが深刻な問題になった場合は、事実上封印されてきた特許法第93条の裁定実施権の運用によって打開すべしという考え方もありうるが、それによる弊害も考慮しなければならない。

知的財産権の行使と独占禁止法の関係については、残された課題として以上のような問題が今後浮上してくる可能性がある。

注 記

- 1) 但し、独占禁止法は、同法第1条の規定からも明らかなように、独占等を排除すること自体を目的とするものではなく、公正かつ自由な競争を促進することに第一義な目的がある。したがって、知的財産権法が権利者による知的財産の排他的独占を保障することにより、あらたな技術の創作を促す等により競争を活発化させるのであれば、結局、両法の目指す方向性は同一ということになる。
- 2) 特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針（平成11年7月30日公表、平成17年6月29日改定）
- 3) 知的財産権の行使と独占禁止法の間をめぐっては様々な議論があり、学説上は、同法第21条にかかわらず、知的財産権の行使にも独占禁止法が全面的に適用されるという見解も有力である。
- 4) 但し、単独事業者によるライセンス拒絶に対して、公正取引委員会が違法であることを前提として警告を発した事案も存在する（平成15年4月22日報道発表資料）。この事件では、野球機構から球団名等の使用に関する独占的なライセンスを受けていた特定のゲーム・ソフト・メーカーが、特段の合理的な事由がなければ他のゲーム・ソフト・メーカーに球団名等をサブライセンスすることになっていたにもかかわらず、実際にはその通りには運用されていなかったこと、また、特定のゲーム・ソフト・メーカーが独占的ライセンスを与えられたことによって、他のゲーム・ソフト・メーカーが既存のライセンス契約を打ち切られたのと同じ結果になったこと

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します

- が警告に至った要因ではないかと思われる。
- 5) 参考になる事案として、私的独占に関するものではあるが、パラマウントベッド事件（平成10年3月31日勧告審決）がある。
 - 6) もっとも、訴訟上の和解といっても、その和解が行われた段階が異なれば、自ずと独占禁止法上の評価も違ってくるであろう。たとえば、訴訟提起直後に裁判所の心証形成前の段階で当事者が積極的に和解を行う場合と、訴訟が相当程度進んで裁判所が心証を形成した後に裁判所からの和解勧誘にしたがって和解を行う場合では、一般に後者の方が独占禁止法上問題とされる可能性は低いと考えられる。
 - 7) なお、パテントプールのうち、複数の事業者が共同して規格を策定し、広く普及を進める活動（標準化活動）及びそれに伴うパテントプールの形成・運用等に関する独占禁止法上の考え方については、近時、公正取引委員会が「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」を公表している（平成17年6月29日公表）ので、そちらをご参照頂きたい。
 - 8) 参考になる事案として、日ノ出水道機器事件（平成5年9月10日勧告審決）がある。
 - 9) 東京地方裁判所平成12(ワ)第3563号
 - 10) 東京高等裁判所平成14(ネ)第4085号
 - 11) なお、前記「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」によれば、競争事業者が共同で企画を策定し、広く普及を進める活動（標準化活動）自体が独占禁止法上直ちに問題となるものではないが、活動に参加しなければ製品市場から排除されるおそれがある場合に、合理的理由なく特定の事業者の参加を制限すること、あるいは、標準化活動に参加し、自らが特許権を有する技術が規格に取り込まれるように積極的に働きかけていた特許権者が、規格が策定され、広く普及した後に、ライセンスを合理的な理由なく拒絶する（拒絶と同視できる程度に高額のライセンス料を要求する場合も含む。）こと等は、独占禁止法上問題となるとされている。
 - 12) 前記「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」も、単独事業者による規格の策定や標準化された製品の販売等を対象とするものではない。

（原稿受領日 2006年5月25日）

